

佐々町水道料金・下水道使用料審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、附屬機関の設置に関する条例（昭和51年条例第6号）第2条の規定の規定に基づき、水道料金、下水道使用料について調査及び審議するため、佐々町水道料金・下水道使用料審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金、下水道使用料の適正化を図るための調査、審議及び意見の答申を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係諸団体に属する者
- (3) 水道及び下水道の使用者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期中であっても、前条第2項の要件を満たさなくなった者は、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱された後の最初の会議は、町長が招集するものとする。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、水道課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

2

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

※令和7年10月10日告示